

お 客 さ ま 各 位

東 奥 信 用 金 庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた預金規定の改定について

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月1日より預金規定を改定いたします。

規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時にこれまで以上にお取引の目的やお客さまに関する情報等を、詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客さまにつきましても、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を再度確認させていただく場合があります。

確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当金庫がお願いする確認等に適切に応じない場合には、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限をさせていただく場合がございます。

また、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定する規定
普通預金規定、貯蓄預金規定
2. 改定日
2019年10月1日（火）
3. 主な改定内容（下線部の条項を新設、追加いたします。）

○ 取引の制限等

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたらと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

○ 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 下記①～④の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が共通規定 8.（譲渡・質入れ等の禁止）(1)に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3)(4)(5) ～省略～

以 上